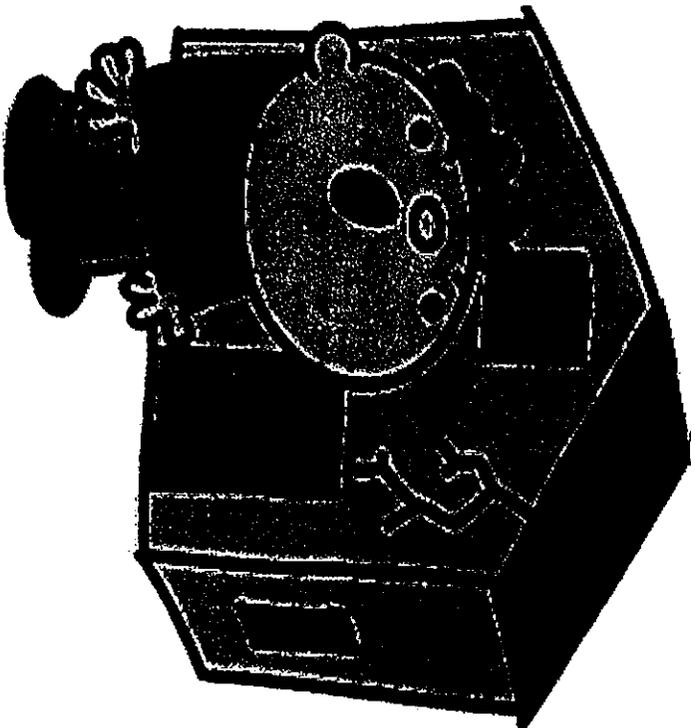


# 船橋市木造住宅 耐震診断助成事業

— あなたの住まいは安全ですか? —



船橋市建設局建築部建築指導課

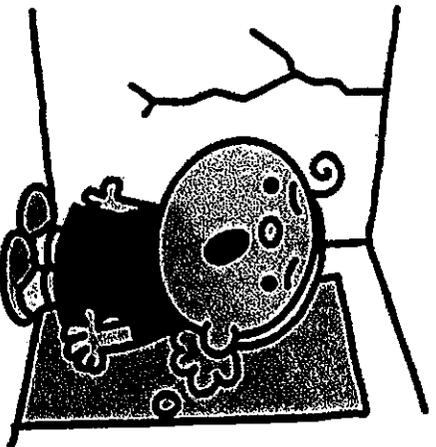
## 船橋市木造住宅耐震診断助成事業の概要

この事業は、地震に強いまちづくりを進めるために、市民の皆様が現在お住まいの建築物で、一定の期間を過ぎた木造住宅の耐震診断を実施する場合に、診断費用の一部を助成する事業です

### 対象建築物は？

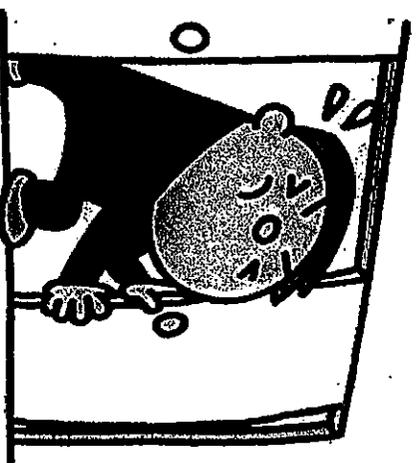
次の条件を満たすものとします

- ・船橋市内に存する木造(軸組工法)の一戸建て住宅又は併用住宅
- ・地上階数が2以下
- ・昭和56年5月31日以前に建築し又は着工したもの



### 対象者及び助成額は？

- ・助成を受けられることができる方は、上記の木造住宅の所有者で、当該住宅に居住している方かつ市税を滞納していない方です
- ・助成金の額は、耐震診断に要した費用の2/3の額で、上限は4万円です(千円未満切捨て)



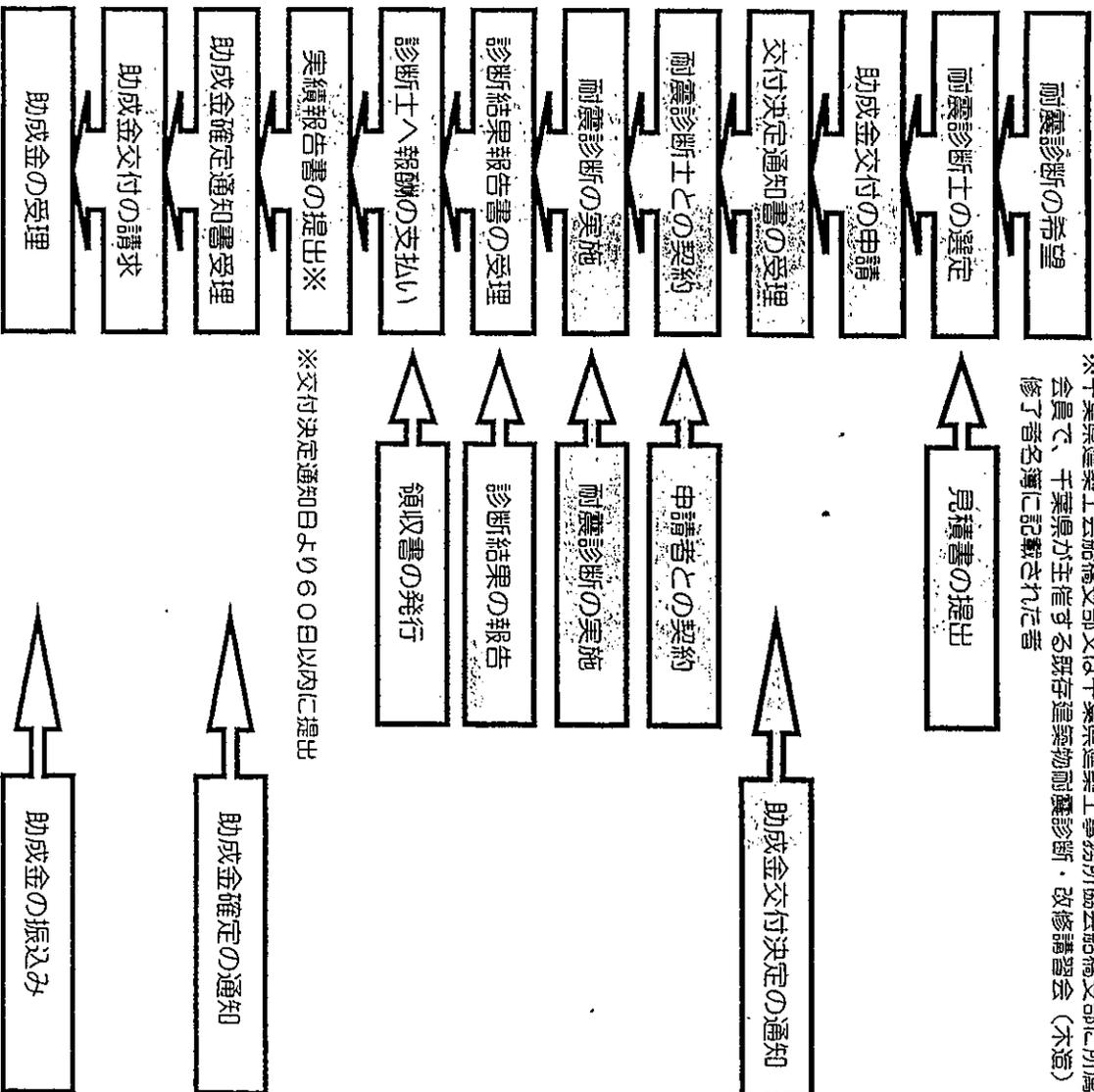
# 耐震診断助成事業のながれ

申請者

耐震診断士※

船橋市

※千葉県建築士会船橋支部又は千葉県建築士事務所協会船橋支部に所属する  
会員で、千葉県が主催する既存建築物耐震診断・改修講習会（木造）講習  
修了者名簿に記載された者

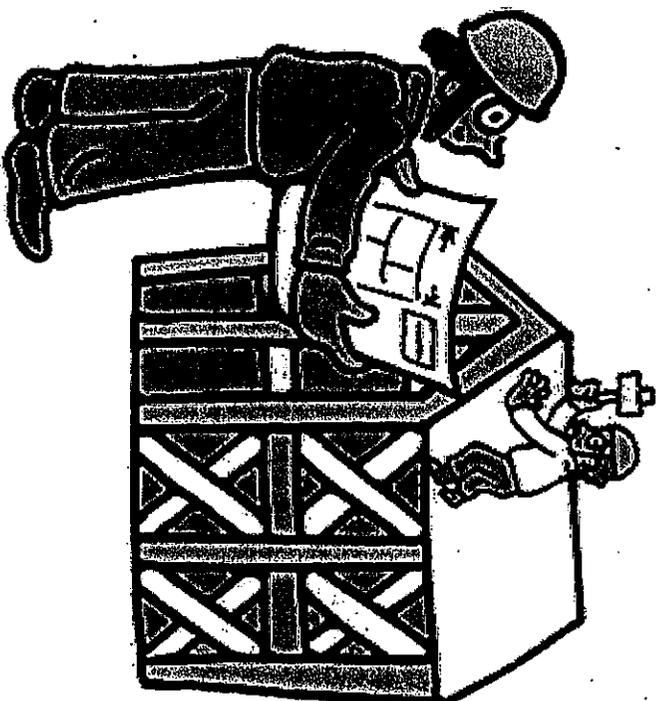


## 助成金交付申請時

- ① 住民票
  - ② 市税を滞納していないことを証する書類（市税納付確認書(市指定書式)）
  - ③ 助成対象住宅の登記事項証明書
  - ④ 助成対象住宅の確認済証の写し又は建築年月日かわかるもの
  - ⑤ 耐震診断に要する費用の見積書又はその写し
  - ⑥ 相手方登録申請書(市指定書式)
- ※上記①③に替えて、当該年度の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書と課税明細書の写しとすることもできます。
- 実績報告時

## 添付書類

- ・ 耐震診断に要した費用の領収書の写し
- ・ 耐震診断結果報告書
- ・ 耐震診断に係る契約書の写し
- ・ 助成対象住宅の写真



## 關係団体

(一社) 千葉県建築士会船橋支部

(公社) 千葉県建築士事務所協会船橋支部

## 關心會社

船橋市建設局建築部建築指導課

〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号

電話 047-436-2632

FAX 047-436-2669

# 木造住宅耐震改修費助成事業のご案内

船橋市では、市民に住宅の安全性に対する意識の啓発を図り、地震に強いまちづくりを進め、市民の生命及び財産の保護を図ることを目的に、木造住宅の耐震改修に要した費用の一部を助成します。

## 1. 助成対象住宅

- (1) 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により設計・建築された、市内に存する木造の一戸建住宅又は併用住宅（居住の用に供する部分に限る。）。
  - (2) 地上階数が2以下で、在来軸組工法によって建築された住宅。
  - (3) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅。
- ※上記1～3のほか、建築基準法等の規定に違反している住宅および昭和56年6月1日以降の増築等により新耐震基準が適用されることとなった住宅は対象外となりますのでご注意ください。

## 2. 助成対象者

- (1) 市の住民基本台帳に記録された人。
- (2) 助成対象住宅の所有者で、その住宅に居住している人。ただし、当該住宅の所有者が複数いる場合は、共有者全員の合意を得た代表者。
- (3) 木造住宅補強改造資金貸付事業による貸付金、又は木造住宅耐震改修費助成事業による助成金の交付を過去に受けていない人。
- (4) 市税の滞納をしていない人。

## 3. 耐震改修

耐震改修前の上部構造評点を、次のように改善することが助成の要件です。

改修前の上部構造評点	改修後の上部構造評点
1.0未満	1.0以上

## 4. 助成金

助成金の対象となる費用は、耐震改修に係る設計、工事、監理の費用の合計額です。助成額は、助成対象費用の3分の1（千円未満切捨て）で、上限50万円です。

## 5. 所得税額の特別控除、及び固定資産税の減額措置

平成21年1月1日から平成29年12月31日までに「3. 耐震改修」の基準に適合する耐震改修をした場合は、所得税額の控除があります。  
また、平成18年1月1日から平成27年12月31日までに「3. 耐震改修」の基準に適合する耐震改修をした場合は、固定資産税の減額措置があります。  
その他にも条件があります。詳しくは、お問い合わせください。

### 【ご注意】

- ◇耐震改修の工事に係る契約を締結する前に、必ず助成金交付申請書を提出し、交付決定通知を受理してください。
- ◇申請後の審査には、期間を要しますので、余裕を持った計画を立ててください。
- ◇助成金の交付決定前に工事に係る契約を締結、又は工事に着手した場合には、助成金を交付できませんのでご注意ください。

## 6. 設計・監理者、及び施工者

### (1) 設計・監理者

耐震改修に係る設計及び監理は、建築士で、木造住宅耐震診断講習会を受講した者に依頼してください。 ※ 監理とは、工事が設計図のとおり行われていることを確認する作業です。

### (2) 施工者

耐震改修に係る工事は、下記①から③までのいずれかに該当する者に依頼してください。

- ① 市内に本店、支店又は営業所等を開設し、建設業法による許可を受けている者
- ② 下記ア、又はイのいずれかに該当する者、ただし、工事が500万円未満の場合に限る
  - ア 市内に本店、支店又は営業所等を開設している者
    - イ 市内に居住する者で、下記aからcまでのいずれかの要件を満たす者
      - a 高等学校又は大学において、建築学又は都市工学に係る学科を修め、建築工事に関する実務経験を、高等学校卒業後5年以上又は大学卒業後3年以上有する者
      - b 建築工事に関する実務経験を10年以上有する者
        - o 建築士又は建築施工管理技士の資格を有する者
  - ③ 助成対象住宅の建設工事を請け負い、当該住宅を建設した者

### 【耐震改修費の助成に係る提出書類】

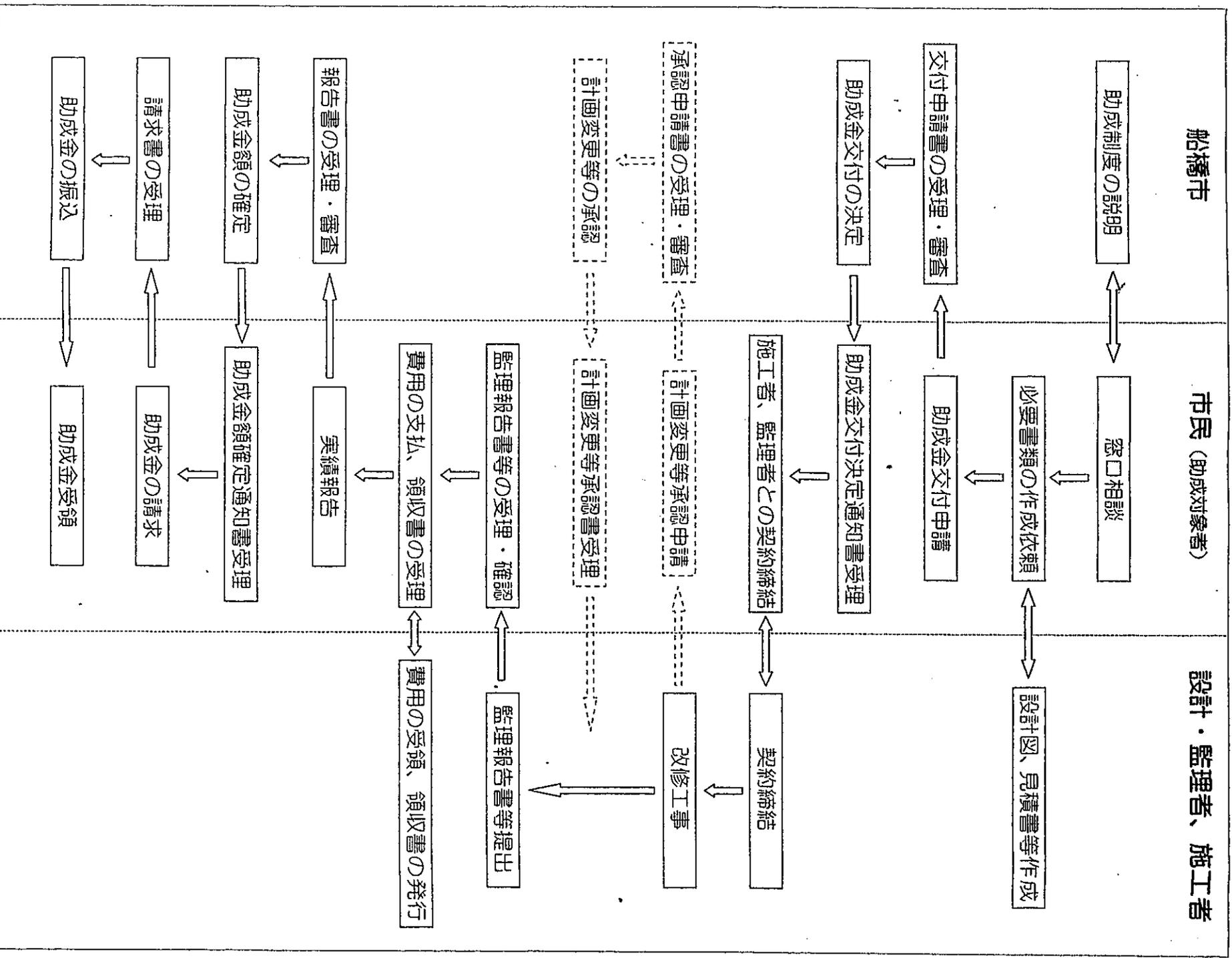
交付申請時
1) 助成金交付申請書 (第1号様式) 2) 市税を滞納していないことを証する書類 (市税納付確認書(市指定書式)) 3) 住民票 4) 助成対象住宅の登記事項証明書 5) 耐震診断結果報告書の写し (「木造住宅の耐震診断と補強方法 (木造住宅の耐震精密診断と補強方法 (改訂版))、国土交通省住宅局建築指導課監修・財団法人日本建築防災協会発行)」に基づいて耐震診断士※が行う一般診断法又は精密診断法によるものに限る) <small>※千葉県建築士会船橋支部又は千葉県建築士事務所協会船橋支部に所属する会員で千葉県が主催する既存建築物耐震診断・改修講習会(休泊)講習修了者名簿に記載された者、又はその他市長が認めた者</small> 6) 改修設計図等 (平面図、施工詳細図、部材についての詳細書類等) 7) 設計の実施に係る契約書の写し 8) 設計に要した費用に係る領収書の写し 9) 耐震改修に係る工事及び監理に要する費用の見積書又はその写し 10) 施工者に係る下記①から③までのいずれかの書類 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 上記「6. 設計・監理者、及び施工者」の「(2) 施工者」の①に該当する場合は、建設業法による許可書の写し、及び市内業者である事が確認できる書類</li> <li>② 同②のイに該当する場合は、市内業者である事が確認できる書類 同②のイに該当する場合は、実務経験等の要件を満たすことが確認できる書類、及び市内に居住する者であることが確認できる書類</li> <li>③ 同③に該当する場合は、助成対象住宅の建設工事を請け負い、当該住宅を建設した者であることが確認できる書類</li> </ol>
実績報告時 1) 木造住宅耐震診断講習会等の講習終了証の写し 1(2) 委任状、同意書など【住宅が共有の場合】 1(3) 相手方登録申請書 1) 実績報告書 (第5号様式) 2) 耐震改修を行う部位ごとに、工事着手前、工事中、完了後の状況を撮影した写真 3) 工事に係る契約書の写し及び領収書の写し 4) 監理に係る契約書の写し及び領収書の写し 5) 耐震改修工事監理報告書の写し 6) 助成金交付請求書 (第7号様式)

(注) 要件等を確認するため、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

### 【ご注意】

- ① 市からの助成金交付決定通知後に契約を締結し、速やかに業務に着手して下さい。
- ② 交付決定日から90日又は当該年度の3月31日のいずれか先に到来する日までに工事を完了し、実績報告書を提出してください。

# 耐震改修費の助成に係る手続き



(注) 耐震改修に係る工事の内容を確認するため、工事着手前、工事施工中及び工事完了後に、助成対象住宅に立ち入って検査を行うことがあります。

## 制度利用にあたっての注意事項

### 1. 助成を受けるためには、事前に、交付申請の手続きが必要です

耐震改修の工事、及び監理に係る契約を行う前に、必ず、交付申請の手続きを行ってください。提出された交付申請書及び添付書類を審査し、要件に適合していることを確認した上で、交付決定通知書を申請者に送付します。交付決定通知書を受理する前に耐震改修に着手、又は契約を締結した場合、助成金を交付できません。

### 2. 事業の内容を変更する場合、必ず市に連絡し、承認を得てください

交付決定通知書を受理後に事業の内容を変更しようとする場合、承認の手続きが必要です。変更することが明らかになった時点で、市に連絡ください。

### 3. 工事の検査について

市では、耐震改修工事の内容を確認するため、工事着手前、工事施工中及び工事完了後に、住宅の立ち入り検査を行うことがあります。検査の際は、ご協力をお願いします。

### 4. 交付決定の取り消し

交付決定後に、不正があったことが判明した場合や工事の内容が設計と違うことが確認された場合、交付決定を取り消すことがあります。

### 5. リフォーム工事等

耐震改修に直接関係しないリフォーム工事等は、助成の対象外です。耐震改修工事とリフォーム工事等を併せて行う場合、耐震改修工事に係る見積書、契約書等は、リフォーム工事等に係るものと別にご確認ください。

## 基礎知識

<耐震診断の判定>

上部構造評点	判定
1. 5以上	倒壊しない
1. 0以上～1. 5未満	一応倒壊しない
0. 7以上～1. 0未満	倒壊する可能性がある
0. 7未満	倒壊する可能性が高い

お問合せは 船橋市建設局建築部建築指導課

電話 047-436-2632

FAX 047-436-2669

# 船橋市マンション耐震診断助成事業のご案内

船橋市では、建築物の地震に対する安全性の向上と市民の安心・安全な住環境の形成を図ることを目的に、分譲マンションの耐震診断に要した費用の一部を助成します。

## 1. 耐震診断の内容

### (1) 予備診断

本診断に先立って実施する予備調査（財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」並びに「既存壁式ブシキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める予備調査をいう。以下同じ。）により本診断の必要性を判定し、本診断に要する費用を見積もること。

### (2) 本診断

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第1項の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）別添の「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」（以下「指針」という。）第1第2号から第4号までにより行う耐震診断。

## 2. 助成の対象となるマンションの要件

- (1) 区分所有法が適用される船橋市内の分譲マンションで、昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工されたもの
- (2) 鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄骨造で、延べ面積 1,000㎡以上かつ地階を除く階数が3以上のもの
- (3) 住宅部分の床面積の合計が、住宅部分の床面積と非住宅部分の床面積の合計の2/3以上のもの
- (4) 住宅の戸数が6以上のもの
- (5) 区分所有者が現に居住する住宅の割合が全住宅戸数の4/5以上のもの
- (6) 過去に予備診断または本診断を実施していないもの

※本診断の助成の対象となるマンションは、上記に加え、予備診断の結果本診断の必要性が認められたものとします。

### 【ご注意】

- ◇耐震診断の助成を考えられている場合、事前に建築指導課までご相談ください。
- ◇耐震診断に係る契約を締結する前に、必ず助成金交付申請書を提出し、交付決定通知を受理してください。
- ◇申請後の審査には、期間を要しますので、余裕を持った計画を立ててください。
- ◇助成金の交付決定前に診断に係る契約を締結、又は診断を行った場合には、助成金を交付できませんのでご注意ください。

### 3. 助成対象者の要件

- (1) 助成の対象となるマンションの管理組合であること
- (2) 管理組合の総会において耐震診断を行うことの決議と、耐震診断にかかる費用の一部について助成金の交付を申請することの決議がなされていること

### 4. 助成金

- (1) 予備診断  
診断に要する費用の2/3（千円未満切捨て）で、上限は1棟あたり34,000円
- (2) 本診断  
診断に要する費用の2/3（千円未満切捨て）で、上限は1住戸あたり40,000円かつ1棟あたり180万円

### 5. 耐震診断士の要件

千葉県建築士会船橋支部または千葉県建築士事務所協会船橋支部に所属している一級建築士で耐震診断を行うマンションの構造に応じた耐震診断講習会（都道府県知事が行う耐震診断講習会又はこれと同等のものであると市長が認めた講習会）の課程を修了した者

### 【耐震診断の助成に係る提出書類】

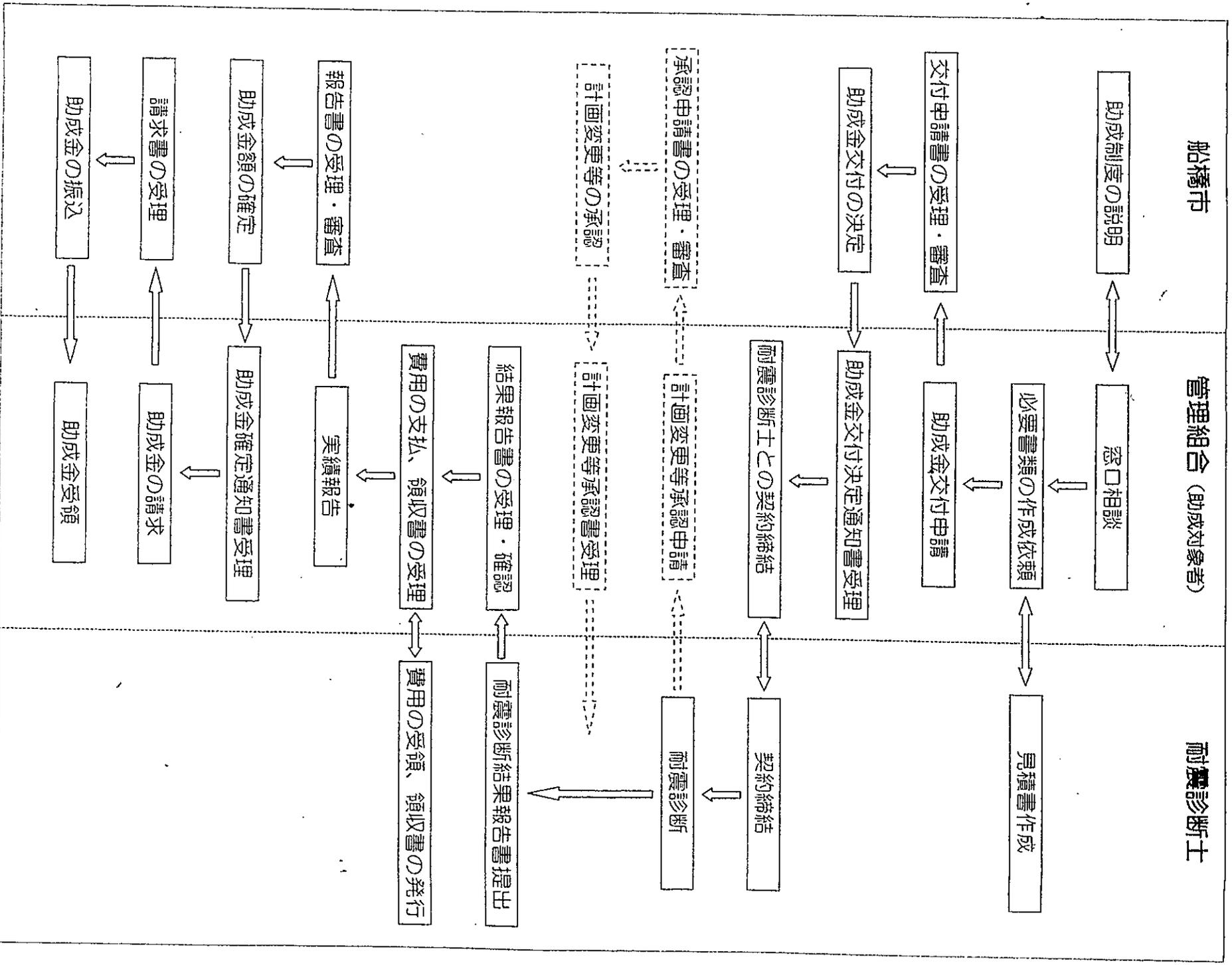
交付申請時	実績報告時
<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 助成金交付申請書（第1号様式）</li> <li>2) ワンシヨンの確認済証の写し又は建築物確認証明書</li> <li>3) ワンシヨンの検査済証（旧建築基準法第7条第3項に規定する検査済証又は同法第18条第7項に規定する検査済証をいう。以下同じ。）の写し又は建築物検査済証明書</li> <li>4) 専有部分ごとの用途並びに区分所有者の住所及び氏名の一覧</li> <li>5) ワンシヨンの登記事項証明書</li> <li>6) 管理組合が法人である場合にあっては、管理組合の登記事項証明書</li> <li>7) 管理組合の規約又はそれに代わるものの写し</li> <li>8) 耐震診断実施等の決議があったことを証する書類</li> <li>9) 予備診断又は本診断に要する費用の見積書又はその写し</li> <li>10) 耐震診断士が耐震診断講習会の課程を修了したことを証する書面の写し</li> <li>11) 相手方登録申請書</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 実績報告書（第6号様式）</li> <li>2) 耐震診断結果報告書</li> <li>3) 助成対象マンションの写真</li> <li>4) 耐震診断の実施に係る契約書の写し</li> <li>5) 耐震診断に要した費用の領収書の写し</li> <li>6) 助成金交付請求書（第8号様式）</li> </ol>

※要件等を確認するため、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

#### 【ご注意】

- ①市からの助成金交付決定通知後に契約を締結し、速やかに事業に着手して下さい。
- ②交付決定日から120日又は当該年度の3月31日のいずれか先に到来する日までに助成事業を完了し、実績報告書を提出してください。
- ③申請は構造的に区切られる1棟ごとに行います。
- ④予備診断・本診断それぞれに対して申請が必要です。

# 耐震診断の助成に係る手続き



## 制度利用にあたっての注意事項

### 1. 助成を受けるためには、事前に、交付申請の手続きが必要です

耐震診断に係る契約を行う前に、必ず、交付申請の手続きを行ってください。提出された交付申請書及び添付書類を審査し、要件に適合していることを確認した上で、交付決定通知書を申請者に送付します。

交付決定通知書を受理する前に耐震診断に着手、又は契約を締結した場合、助成金を交付できません。

### 2. 事業の内容を変更する場合、必ず市に連絡し、承認を得てください

交付決定通知書を受理後に事業の内容を変更しようとする場合、承認の手続きが必要です。変更することが明らかになった時点で市に連絡してください。

### 3. 交付決定の取り消し

交付決定後に、不正があったことが判明した場合や診断の内容が申請と違うことが確認された場合、交付決定を取り消すことがあります。

### 4. 耐震診断は重要事項説明において説明事項となります

旧耐震基準で建てられた建物が耐震診断を実施した場合、建物の取引（売買契約、賃貸契約など）の際に建物の耐震診断の結果を説明する必要があります。したがって、耐震診断を実施したか否か、また耐震診断の結果が建物の資産価値に影響を与える場合があります。

#### 基礎知識

＜耐震診断の判定＞

構造耐震指標 (Is 値)	判定
0. 6以上	地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低い
0. 3以上～0. 6未満	地震に対して倒壊または崩壊する危険性がある
0. 3未満	地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い

お問合せは 船橋市建設局建築部建築指導課

電話 047-436-2632

FAX 047-436-2669